

個人情報に関する同意条項

【株式会社八十二銀行に対する同意条項（ホームページアドレス <https://www.82bank.co.jp/>）】

第1条(個人情報の利用目的)

株式会社八十二銀行(以下「銀行」という)は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号、以下「保護法」という)に基づき、申込人(契約者、連帯保証人および担保提供者を含む。以下同じ)の個人情報を、以下の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

業務内容	1. 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務 2. 投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務 3. その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
利用目的	銀行および銀行の関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、下記利用目的で利用いたします。 1. 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込受付のため 2. 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため 3. 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため 4. 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため 5. 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため 6. 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため 7. 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため 8. お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため 9. 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため 10. 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため 11. ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため 12. 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため 13. その他、お客様とお取引を適切かつ円滑に履行するため
利用目的の限定	1. 銀行法施行規則第 13 条の 6 の 6 により、個人信用情報機関から提供を受けた申込人の融資返済能力に関する情報は、申込人の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。 2. 銀行法施行規則第 13 条の 6 の 7 により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別な非公開情報は、適正な業務運営その他の必要と認められる目的以外に利用・第三者提供いたしません。

第2条(個人情報の共同利用)

個人情報の共同利用については、銀行のホームページにて公表いたします。

第3条(個人情報の第三者提供)

1. 銀行から八十二信用保証株式会社(以下「保証会社」という)への第三者提供

申込人は、本申込および本取引にかかる情報を含む以下の情報が、保証会社における申込の受付、資格確認、保証の審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種ご提案、その他申込人との取引が円滑に履行されるために、銀行から保証会社に提供されることに同意します。

①申込人の氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要項に関する情報、申込書・契約書等に記載の全ての情報	④銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、保証会社における保証審査・取引管理に必要な情報
②銀行における借入残高、借入期間、金利、返済額、返済日等本取引に関する情報	⑤銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報
③延滞情報を含む本取引の弁済に関する情報	

また、本申込および本取引にかかる情報を含む以下の情報が、保証会社における銀行のローン審査結果の確認、ローン取引の状況の確認、代位弁済の完了の確認ほか、本取引に関する保証条件の決定および他の与信取引等継続的な取引に関する判断およびそれらの管理、法令等や契約上の権利行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種ご提案、その他申込人との取引が円滑に履行されるために、銀行より保証会社に提供されることに同意します。

①銀行でのローン審査の結果に関する情報
②銀行におけるローン残高情報、他のローン取引に関する情報、保証会社における取引管理に必要な情報
③保証会社が銀行から代位弁済を請求される場合、代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続に必要な情報

2. サービスへの債権管理回収業務の委託

サービスへの債権管理回収業務の委託に伴って、当該業務上必要な範囲内で銀行とサービス間で相互に申込人の個人情報(個人信用情報機関から取得した情報を除く)が提供される場合があります。

3. 債権譲渡、証券化

ローン債権は、債権譲渡・証券化などの形式で、他の事業者等に移転することがあります。その際に、申込人の個人情報(個人信用情報機関から取得した情報を除く)が当該債権譲渡または証券化のために必要な範囲内で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供される場合があります。

第4条(ダイレクトマーケティングへの利用停止の申出)

銀行からのダイレクトメール、電話によるセールスを希望されない場合は、銀行の本支店に申出することができます。

第5条(「開示」「訂正・追加・削除」「利用停止または消去」)

「開示」「訂正・追加・削除」「利用停止または消去」の手続については銀行のホームページに掲載いたします。

第6条(本同意条項に不同意の場合)

銀行は、申込人が本申込に必要な記載事項(申込書に申込人が記載すべき事項)の記載を希望しない場合、および本同意条項の内容の全部又は一部について同意できない場合、本申込による契約をお断りする場合があります。

第7条(問合せ窓口)

個人情報に関するお問い合わせは銀行の本支店へお願いいたします。

第8条(契約不成立の場合)

申込人は本申込による契約が不成立の場合であっても、第4条に規定する場合を除き、本申込に記載された個人情報が、第1条、第2条、第3条および第9条に基づき、利用されることに同意します。

第9条(個人信用情報に関する同意)

1. 個人信用情報機関の利用等

- (1) 銀行が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関に申込人の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、本人申告情報、破産手続等の公的記録情報・官報情報、電話帳記載情報、日本貸金業協会から登録を依頼された情報等を含む)が登録されている場合には、銀行がそれを与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ)のために利用することに同意します。
- (2) 銀行が本申込に関して、銀行の加盟する個人信用情報機関を利用した場合、申込人は、その利用した日および本申込の内容等が下表に定める期間登録され、同機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。
- (3) 前(2)に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。

銀行が加盟する個人信用情報機関		住所・電話番号・ホームページアドレス
全国銀行個人信用情報センター (略称:KSC)		〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1 TEL03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
提携個人信用 情報機関	株式会社シー・アイ・シー (略称:CIC)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 TEL0120-810-414 https://www.cic.co.jp/
	株式会社日本信用情報機構 (略称:JICC)	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号住友不動産上野ビル 5 号館 TEL0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/
JICC		同上
提携個人信用 情報機関	CIC	同上
	KSC	同上

2. 個人信用情報機関への登録等

- (1) 申込人は、以下の個人情報(その履歴を含む)が銀行の加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る)のために利用されることに同意します。

KSC の登録情報	KSC の登録期間	JICC の登録情報	JICC の登録期間
氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記情報のいずれかが登録されている期間	本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)	契約内容に関する情報等が登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む)	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)	契約継続中および契約終了後5年以内
個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間		
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間	返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等)	契約継続中および契約終了後5年以内
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)	契約継続中および契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)
本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	申込みの事実に係る情報(本人を特定する情報、ならびに申込日および申込商品種別等)	照会日から6か月以内

- (2) 申込人は、前(1)の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
- (3) 前(2)に規定する個人信用情報機関は前1項(3)のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(銀行ではできません)。

以上

個人情報保護宣言等は株式会社八十二銀行のホームページで公表しています。【ホームページアドレス <https://www.82bank.co.jp/>】

【八十二信用保証株式会社に対する同意条項】

第1条(個人情報の利用目的)

八十二信用保証株式会社(以下「保証会社」という)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号、以下「保護法」という)に基づき、申込人(契約者、連帯保証人および担保提供者を含む。以下同じ)の個人情報を、以下の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

業務内容	信用保証ならびに信用調査業務
利用目的	1. 申込の受付、資格確認、保証の審査、保証の決定 2. 保証取引の継続的な管理、保証基準の見直し 3. 加盟する個人信用情報機関への提供 4. 法令等や契約上の権利の行使や義務の履行 5. 市場調査、審査モデル等研究開発 6. その他お客さまとの取引の適切かつ円滑な履行
利用目的の限定	1. 個人信用情報機関から提出を受けた申込人の返済能力に関する情報は、申込人の返済能力の調査以外の目的に利用いたしません。 2. 人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別な非公開情報は、適正な業務運営その他の必要と認められる目的以外に利用いたしません。

第2条(個人情報の共同利用)

個人情報の共同利用については、株式会社八十二銀行のホームページにて公表いたします。

株式会社八十二銀行ホームページアドレス <https://www.82bank.co.jp/>

第3条(個人情報の第三者提供)

1. サービサーへの債権管理回収業務の委託

サービサーへの債権管理回収業務の委託に伴って、当該業務上必要な範囲内で保証会社とサービサー間で相互に申込人の個人情報(個人信用情報機関から取得した情報を除く)が提供される場合があります。

2. 債権譲渡、証券化

ローン債権は、債権譲渡・証券化などの形式で、他の事業者等に移転することがあります。その際に、申込人の個人情報(個人信用情報機関から取得した情報を除く)が当該債権譲渡または証券化のために必要な範囲内で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供される場合があります。

第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 申込人は、保証会社および第8条で記載する個人信用情報機関に対して、以下のとおり自己に関する個人情報の開示請求ができます。

(1) 保証会社に開示を求める場合には、第6条記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。

(2) 第8条で記載する個人信用情報機関に開示を求める場合には、第8条記載の個人信用情報機関へご連絡ください。

2. 万一保証会社が保有する申込人の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、保証会社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第5条(本同意条項に不同意の場合)

保証会社は、申込人が本申込に必要な記載事項(申込書に申込人が記載すべき事項)の記載を希望しない場合、および本同意条項の内容の全部又は一部について同意できない場合、本申込による契約をお断りする場合があります。

第6条(問合せ窓口)

個人情報に関するお問い合わせは以下へお願いいたします。

○八十二信用保証株式会社管理部 〒380-8568 長野市大字中御所岡田178番地2 TEL026-228-8231

第7条(契約不成立の場合)

申込人は本申込による契約が不成立の場合であっても、本申込に記載された個人情報が、第1条、第2条、第3条および第8条に基づき、利用されることに同意します。

第8条(個人信用情報に関する同意)

1. 個人信用情報機関の利用等

(1) 保証会社が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関に申込人の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、本人申告情報、破産手続等の公的記録情報・官報情報、電話帳記載情報、日本貸金業協会から登録を依頼された情報等を含む)が登録されている場合には、保証会社がそれを与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ)のために利用することに同意します。

(2) 保証会社が本申込に関して、保証会社の加盟する個人信用情報機関を利用した場合、申込人は、その利用した日および本申込の内容等が下表に定める期間登録され、同機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。

(3) 前(2)に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。

保証会社が加盟する個人信用情報機関		住所・電話番号・ホームページアドレス
全国銀行個人信用情報センター(略称:KSC)		〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 TEL03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
提携個人信用情報機関	株式会社シー・アイ・シー(略称:CIC)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL0120-810-414 https://www.cic.co.jp/
	株式会社日本信用情報機構(略称:JICC)	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号住友不動産上野ビル5号館 TEL0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/
CIC		同上
提携個人信用情報機関	KSC	同上
	JICC	同上
JICC		同上
提携個人信用情報機関	KSC	同上
	CIC	同上

2. 個人信用情報機関への登録等

(1) 申込人は、以下の個人情報(その履歴を含む)が保証会社の加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る)のために利用されることに同意します。

KSCの登録情報	KSCの登録期間	JICCの登録情報	JICCの登録期間
氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記情報のいずれかが登録されている期間	本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)	契約内容に関する情報等が登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む)	本契約期間中および本契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間	契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)	契約継続中および契約終了後5年以内
個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間		
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間	返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等)	契約継続中および契約終了後5年以内
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)	契約継続中および契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)
本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間	申込みの事実に係る情報(本人を特定する情報、ならびに申込日および申込商品種別等)	照会日から6ヵ月以内

CICの登録情報	CICの登録期間
本契約に係る申込をした事実	照会日から6ヵ月間
本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
債務の支払を延滞した事実	契約期間中および契約終了日から5年間

(2)申込人は、前(1)の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

(3)前(2)に規定する個人信用情報機関は前1項(3)のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(保証会社ではできません)。

以上
(2024年1月22日現在)

第1条(元金返済額の自動支払)

1. 借主は、元金の返済のため、各返済日(返済日が休日の場合には、その翌営業日。以下同じ。)までに毎回の元金返済額(半年ごと増額返済併用の場合は、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ。)相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。
2. 銀行は、各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず返済用預金口座から払い戻しのうえ、毎回の元金の返済にあてます。
ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いをせず、返済が遅延することになります。
3. 毎回の元金返済額相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、銀行は元金返済額と損害金の合計額について前項と同様の取扱いができるものとします。

第2条(据置期間中の利息の自動支払)

借主は、据置期間の利息を前条第1項および第2項に準じて支払うものとします。

第3条(保証料の支払)

借主が、八十二信用保証株式会社に対し支払うべき保証料は、第1条第2項により自動支払いした利息の中から銀行を通じて支払うものとします。

第4条(繰り上げ返済)

1. 借主は、期限前にこの契約による債務を返済しようとする場合には、あらかじめ銀行の承諾を受けるものとします。
2. 前項の場合、銀行が請求したときは銀行の指示する割合、時期および方法により手数料および利息を支払うものとします。

第5条(利息)

借主は、次の方法により利息を支払うものとします。

1. 利息は各返済日に後払いするものとし、毎回の元金返済額は均等とします。
 - ① 毎月返済部分の利息は[毎月返済部分の元金残高×利率×1/12]で計算します。
 - ② 2か月毎の返済部分の利息は[2か月毎の返済部分の元金残高×利率×1/6]で計算します。
 - ③ 半年ごと増額返済部分の利息は[半年ごと増額返済部分の元金残高×利率×1/2]で計算します。
 - ④ 借入日から第1回返済日までの期間中に1か月未満の端数日数がある場合、その端数日数については1年を365日とした日割で計算します。
 - ⑤ 初回または最終回返済額(増額返済を含む)は利息計算の端数処理のため、毎回の返済額とは異なる場合があります。
2. 半年ごと増額返済日には、増額返済額を毎月の返済額に加えて返済するものとします。
3. 元金据置期間がある場合の利息は、1年を365日とした日割で計算します。
4. 元金の返済および元金据置期間中の利息の支払は、返済用預金口座からの自動支払の方法によります。

第6条(固定金利の場合の利率変更)

借入利率は本審査承認時点の利率を適用し、借入期間中は変更しないものとします(ただし、2021年9月30日以前の借入については、契約申込時点の利率を適用します)。

ただし、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は当該利率を一般に行われる程度のものに変更することができます。変更にあたっては、あらかじめ書面により通知するものとします。

第7条(変動金利の場合の利率変更)

1. 利率変更の基準

- ① 利率は、今後銀行の短期プライムレート連動長期貸出最優遇金利(以下「基準金利」という)を基準として、基準金利の変動幅と同幅だけ引上げまたは引下げられることに同意します。
- ② 金融情勢の変化、その他相当の事由により基準金利が廃止された場合には、基準となるべき金利が一般に行われる程度のものに変更されることに同意します。

2. 利率変更の算出基準日と変更日

- ① 利率は、毎年4月1日および10月1日(以下「基準日」という)に見直し、その日現在における基準金利と、前回基準日(借入日が前回基準日以降の場合は借入日)における基準金利との差だけ変動するものとします。
- ② 前項により借入利率を変更する場合、変更後の借入利率の適用開始日は、基準日が4月1日の場合には、基準日の属する年の6月の約定返済日(または利息支払日)の翌日からとし、基準日が10月1日の場合には、基準日の属する年の12月の約定返済日(または利息支払日)の翌日からとします。
- ③ 本条により利率が変更された場合、銀行は原則として変更後第1回の約定返済日(または利息支払日)の30日前までに変更後の利率、返済額に占める元金および約定利息の割合等を文書により通知するものとします。

3. 固定金利への変更禁止

本件ローンの借入期間内は、固定金利の契約に変更しないものとします。

第8条(借入金の交付方法)

借主は、本規定の各条項を確認の上、銀行から借入れる金銭につき、銀行から銀行における借主名義の預金口座に借入金の元金を入金された場合には、かかる入金をもってこの契約は成立するものとし、借主は、銀行に対し、この契約に従ってその元本を返済し利息を支払うことを約します。なお、その入金日をもって借入日とします。

第9条(諸費用の返済用預金口座からの自動引落し)

この契約に付帯する収入印紙代、手数料、その他一切の費用については、銀行が別途指定する日に返済用預金口座から第1条第2項の自動支払の方法により支払うものとします。

第10条(損害金)

元金の返済が遅れた時は、遅延している元金に対し、年14%(ただし、ATMカードローン切替口は年18%、はちのフリーローンについて約定利率が年14%を上回る場合は約定利率、とします)の損害金を支払うものとします(1年を365日とした日割で計算します)。

第11条(期限前の全額返済義務)

1. 借主に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知催告等がなくてもこの債務全額について当然期限の利益を失い、直ちにこの債務全額を返済するものとします。
 - ① 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき。
 - ② 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - ③ 借主の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - ④ 住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に借主の所在が不明となり、銀行が督促できないことが判明したとき。
2. 次の各場合には、借主は銀行の請求によって、この債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの債務全額を返済するものとします。
 - ① 借主が債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 - ② 借主がこの規定その他銀行との取引約定に違反したとき。
 - ③ 借主が振り出した手形の不渡りと借主が発生記録をした電子記録債権の支払不能とが、6か月以内に生じたとき。
 - ④ 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第12条(銀行からの相殺)

1. 銀行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または前条によって返済しなければならないこの契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。
この場合、書面により通知するものとします。
2. 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。
ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割りで計算します。

第13条(借主からの相殺)

1. 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
2. 前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日は毎月の返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については第4条に準ずるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の20日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
3. 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。

第14条(債務の返済等にあてる順序)

1. 銀行から相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
2. 借主から返済または相殺をする場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
4. 前第2項のなお書または前項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第15条(代り証書等の差し入れ)

事変、災害等やむを得ない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は、銀行の請求によって遅滞なく代り証書等を差し入れるものとします。

第16条(取引印および印鑑照合)

借主は、この契約にかかる諸届その他の書類を銀行に提出する場合には、返済用預金口座の届出印鑑を取引印として使用するものとします。なお、銀行がこの取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影を返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第17条(届出事項)

1. 氏名、住所、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、借主は直ちに銀行に書面で届け出るものとします。
2. 借主が前項の届出を怠ったため、銀行が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第18条(費用の負担)

この契約にもとづく取引に関し、借主に対する権利の行使または保全に関する費用は借主が負担するものとします。

第 19 条(団体信用生命保険付の場合の特約)※団体信用生命保険に加入しない場合は、本条は適用しません。

借主は、この契約による債務について、銀行が借主を被保険者とし、銀行を保険契約者および保険金の受取人とする団体信用生命保険契約を締結することに同意のうえ、次の事項を確約します。

ただし、借主は借主の健康状態、最終返済期限の年齢およびその他の理由により前記団体信用生命保険契約の締結を否認された場合には、本条項を適用しないことに同意します。

1. 借主は現在健康に異状なく、上記保険契約にもとづき提出した団体信用生命保険告知書記載事項は、真実に相違ないことを誓約します。
2. 保険金額は、借主が銀行に対して負担する債務額を基準とし、その算定は銀行が別途計算の上指定する金額によることに異議を述べないものとします。
3. 借主が、銀行に対して負担する債務の存続する間、上記保険契約に定める保険事故が発生したときは遅滞なく銀行に通知のうえ、その指示に従うものとします。
4. 銀行が保険金を受領したときは、受領金相当額の銀行に対する債務につき、期限のいかんにかかわらず返済があったものとみなして、銀行において銀行所定の手続きに従って取扱ってください。
ただし、この契約にもとづく借入後2年以内に銀行が前記保険金を受領したときは、借入後2年を経過するまで、この契約にもとづく債務の返済にあてる取扱いをせず、留保しても異議を述べないものとします。
5. 前項の場合、未収利息その他の費用等不足する金額については、銀行の請求のあり次第直ちに支払います。
6. 第4項ただし書きの留保期間中に、万一借主の告知義務違反により生命保険会社から給付を受けた保険金の返還を請求された場合は、返還すべき金額に相当するこの契約にもとづく債務につき、直ちに返済します。

第 20 条(報告および調査)

1. 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、借主の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 借主は、借主の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行から請求がなくても遅滞なく報告するものとします。

第 21 条(公正証書作成義務)

借主は銀行から請求がある場合には、直ちにこの約定による債務の承認ならびに強制執行の認諾がある公正証書の作成に必要な手続きをします。このために要した費用は借主が負担します。

第 22 条(反社会的勢力の排除)

1. 借主は、借主が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ① 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
2. 借主は、借主が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、銀行からの請求に

よって、借主は、この契約による債務のほか銀行に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

4. 前項の場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、請求が延着しまたは到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。
5. 第3項の規定により、借主に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。
6. 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。
7. 借主は、前6項の規定が、この契約にもとづく借入のほか、銀行との間の他の契約にもとづく既存の借入が存在する場合はその全てについて、最初の契約締結日に遡って適用されることを確約します。なお、当該既存借入に適用されていた約定中に、反社会的勢力の排除に関する条項が存在した場合には、当該条項は前6項のとおり変更のうえ遡って適用されるものとし、当該条項が存在しなかった場合には、前6項が新たに遡って適用されるものとします。また、既存借入に適用されていた約定のうち、本項により変更等されるものを除くその他の約定は、引き続き有効なものとします。

第23条(成年後見人等の届出)

1. 借主は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって、銀行に届け出るものとします。また、借主の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に銀行に届け出るものとします。
2. 借主は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって、銀行に届け出るものとします。
3. 借主は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、もしくは任意後見監督人の選任がされている場合も、前2項と同様銀行に届け出るものとします。
4. 借主は、前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合も、書面によって直ちに銀行に届け出るものとします。
5. 前4項の届出の前に生じた銀行の損害については、借主の負担とします。

第24条(合意管轄)

この契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行本店または取引支店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第25条(規定の変更)

1. 銀行は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定または契約内容の定め(利率、返済額、返済日に関する事項は除く)を変更する必要があるときには、民法第548条の4の規定にもとづいて、変更できるものとします。
2. 銀行は、第1項の変更をするときは、その効力の発生時期を定め、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。

以上

第1条(委託の範囲)

委託者が八十二信用保証株式会社(以下「保証会社」という)に委託する保証の範囲は、株式会社八十二銀行(以下「銀行」という)所定の方法により契約したローン契約にもとづき委託者が銀行に対し負担する借入金、利息、損害金、その他いっさいの債務の全額とし、保証の方法は、保証会社と銀行との間に締結されている保証契約によるものとします。

第2条(約定の遵守)

委託者が保証会社の保証を得て銀行から融資を受けるについては、銀行とのローン規定の各条項を遵守します。また期日には遅滞なく元利金を支払うものとします。

第3条(保証債務の履行)

委託者が銀行に対する債務の履行を怠るなど、銀行とのローン規定の各条項にもとづき、保証会社が銀行から保証債務の履行を求められた場合には保証会社は委託者および連帯保証人に対し通知、催告することなく、保証債務を履行できるものとします。

第4条(求償債務の範囲)

委託者は保証会社が銀行に保証債務を履行したときは、銀行に代位してローン契約上の権利を行使されることをあらかじめ認諾するとともに下記各号に定める金員を保証会社に直ちに支払うものとします。

- (1) 保証会社が銀行に代位弁済した金員の総額
- (2) 保証会社が代位弁済のために要した費用の総額
- (3) 保証会社が代位弁済した金員の総額に対する弁済日の翌日から支払済となるまでの間の年 14%の割合(年 365 日の日割計算)による遅延損害金
- (4) 保証会社の委託者に対する上記金員の請求手続きに要した費用の総額

第5条(求償権の事前行使)

1. 委託者に次の各号の事由が一つでも生じた場合には、保証会社から委託者に対する通知催告等がなくても当然に保証会社に対しあらかじめ求償債務を負い、直ちに異議なく債務全額を返済するものとします。
 - (1) 委託者が返済を延滞し、銀行から書面により督促しても、次の返済日までに元利金(損害金を含む)を返済しなかったとき
 - (2) 住所変更の届出を怠るなど委託者の責めに帰すべき事由によって、銀行および保証会社に委託者の所在が不明となり、銀行および保証会社が督促できないことが判明したとき
2. 次の各場合には保証会社の請求によって前項と同様あらかじめ求償債務を負い、直ちに異議なく債務全額を返済するものとします。
 - (1) 委託者が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - (2) 委託者が支払を停止したとき
 - (3) 委託者が手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
 - (4) 前各号の他、委託者の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金(損害金を含む)の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき

第6条(反社会的勢力の排除)

1. 委託者および連帯保証人は、委託者またはその連帯保証人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

2. 委託者および連帯保証人は、委託者またはその連帯保証人が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 委託者またはその連帯保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、委託者との取引を継続することが不適切である場合には、保証会社からの請求によって、委託者はあらかじめ求償債務を負い、この契約による債務のほか保証会社に対するいつさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を弁済するものとします。
4. 前項の場合において、委託者が住所変更の届出を怠る、あるいは委託者が保証会社からの請求を受領しないなど委託者の責めに帰すべき事由により、請求が延着しまたは到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。
5. 第3項の規定により、委託者またはその連帯保証人に損害が生じた場合にも、保証会社になんらの請求をしません。また、保証会社に損害が生じたときは、委託者または連帯保証人がその責任を負います。
6. 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。
7. 委託者および連帯保証人は、この契約にもとづく債務のほか、委託者または連帯保証人が関わる保証会社との間の他の契約にもとづく既存の債務が存在する場合はその全てについて、前6項の規定が最初の契約締結日に遡って適用されることを確約するものとします。なお、当該既存債務に適用されていた約定中に、反社会的勢力の排除に関する条項が存在した場合には、当該条項は前6項の規定のとおり変更のうえ遡って適用されるものとし、当該条項が存在しなかった場合には、前6項の規定が新たに遡って適用されるものとします。また、既存債務に適用されていた約定のうち、本項により変更等されるものを除くその他の約定は、引き続き有効なものとします。

第7条(通知義務)

委託者は、その住所、氏名、勤務先等を変更したとき、または保証会社の求償権行使に影響ある事態が発生したときは、直ちに書面をもって通知し、保証会社の指示に従うものとします。

第8条(保証料)

委託者は、被保証債務の元本額に対し、保証会社の定める割合の保証料を銀行を経由して保証会社に支払います。

第9条(担保)

委託者は、保証会社から担保もしくは連帯保証人の提供または変更を求められたときは遅滞なくこれに応じいっさい異議を申立ていたしません。

第10条(充当の指定)

委託者の弁済した金額が保証会社に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序、方法により充当されても異議を述べないものとします。

第11条(費用の負担)

保証会社が、求償権の保全もしくは行使に要した費用はすべて委託者が負担するものとします。

第12条(公正証書の作成)

委託者は、保証会社からの請求を受けたときは、直ちに強制執行の認諾ある公正証書の作成に関するいっさいの手続きを行います。

第 13 条(管轄裁判所の合意)

この契約に関する紛争が生じたときは、保証会社本社の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 14 条(規定の変更)

1. 保証会社は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定を変更する必要があるが生じたときには、民法第 548 条の4の規定にもとづいて、変更できるものとします。
2. 保証会社は、第1項の変更をするときは、その効力の発生時期を定め、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期を、銀行または保証会社のホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。

以上

《申込に際しての確認事項》

1. ご本人さま以外が申込をされた場合、申込を取消させていただきます。
2. ご本人さまからの申込であることの確認のために、返済用預金口座に指定される普通預金口座の情報等をご入力いただきます。
3. 審査の結果、ご希望にそいかなる場合もございますので、お含みおきください。また、仮審査結果に関わらず、本審査の結果がご希望にそいかなる場合や、借入利率等の融資条件が変更になる場合があります。なお、審査の内容についてはお答えしかねますのであらかじめご了承ください。
4. 審査の結果等をご登録のメールアドレスに送信いたします（共有メールアドレスをご利用の場合はご注意ください）。
5. 申込内容確認等のため、八十二銀行から電話連絡（自宅電話・携帯電話・勤務先電話）をする場合があります。また、必要な書類のご提出、当行本支店窓口までご来店をお願いする場合があります。
6. 本審査申込にあたり、ご本人さまを確認できる資料（写）等のご提出が必要となります。ご提出いただいた資料を当行にて内容確認後、審査をいたします。
7. 八十二銀行から自宅住所に申込・契約関係書類等が郵送されますのでご確認願います。なお、契約規定等は次の URL でもご確認いただけます。https://www.82bank.co.jp/direct/internet_service/loan_kitei.html
8. 審査の状況により、お借入希望日にお借入いただけない場合があります。
9. お届けの住所と現在の住所が相違する場合、本審査申込までに住所変更のお届けが必要です。
10. 以下の場合、WEB 契約はご利用いただけませんので、店頭にてご相談ください。
 - ・長野県、新潟県外に居住かつ当行で給与の受取がない方
 - ・入社前のお申込を希望される方、休職中の方
 - ・当行の普通預金口座およびクレジットカードをお持ちでない方
 - ・会社経営者、個人事業主、外国籍の方
 - ・上記のほか、お取引内容やお申込内容等によりご利用いただけない場合があります。
11. インターネットバンキング契約について
 - (1) 本ローンをご契約いただくにあたり、八十二銀行インターネットバンキングのご契約が必要となります。（既に八十二銀行インターネットバンキングのご契約がある方は新たなご契約は不要です）
 - (2) ローン仮審査（仮審査時に申込みされなかった場合は本審査）の申込画面において、インターネットバンキングも同時にお申込み・ご契約いただけます。
 - (3) ローン審査結果に関わらず、また、ローン申込・契約を取消した場合であっても、インターネットバンキングのお申込みは取消できません。
12. 商品毎の確認事項
 - (1) 事業資金や転貸資金にはご利用いただけません。
 - (2) 申込にあたって、以下の商品条件を必ずご確認ください。
 - ・本ローンのお使いみちは、土地・建物ともにご本人さまが所有し、ご本人さまが常時居住する住宅に関するリフォーム・エクステリア費用に限らせていただきます。
 - ・土地・建物にご本人さまの八十二銀行住宅ローン以外に関する担保権の設定がある場合、本ローンはご利用いただけません。
 - ・手付金や中間金での借入にはご利用いただけません。
 - (3) 振込に関する確認事項
 - ・借入日当日に、借入金のうち八十二銀行が指定する金額以上を、申込画面で入力いただいた支払先へ振込させていただきます（複数先への振込や複数回の振込、現金支払、クレジット払はできません）。
 - ・預金口座の残高がお振込資金に不足する場合は、ご融資を取消させていただきます場合があります。
 - ・契約申込後の振込先変更はできません（お借入自体の取消が必要となります）。
 - ・振込に関するご利用明細等は発行いたしません。
 - ・受取人名相違等で振込先口座へ入金できない場合は、振込先銀行から振込資金が返却されるため、返済用預金口座にお戻しさせていただきます。（振込手数料はお返しできません）。その場合、振込は完了していませんので、必要に応じて再度振込手続きを行なってください（振込手数料は別途必要となります）。
 - ・振込後に振込内容変更・取消をご希望される場合は、ご来店のうえ、所定のお手続きをお願いいたします（組戻手数料が必要となります）
 - ・上記以外の確認事項は次の URL でご確認ください。<https://www.82bank.co.jp/direct/loan/link08.html>

以上

《申込に際しての同意事項》

1. 私は、本ローン申込は「本審査・契約の申込」であり、申込時点で金銭消費貸借契約またはその予約がなされたものではなく、株式会社八十二銀行（以下「銀行」といいます）の審査の結果によっては融資が受けられない場合や、再度契約の申込が必要な場合があることに同意します。なお、私名義の返済用預金口座への本ローン借入金の入金をもってこの契約は成立し、本ローンの契約日および保証委託契約日を銀行が本ローンを実行した日とすることに同意します。
2. 私は上記記載の「個人情報に関する同意条項」「契約規定」の内容を確認し、承認のうえ、銀行にローンを申し込みます。なお、審査のうえ銀行が適当と認めた場合は、申込内容にもとづき返済用預金口座へ入金してください。
3. 私は銀行にローンを申込むにあたり、上記記載の「保証委託約款」「個人情報に関する同意条項」を承認のうえ、八十二信用保証株式会社（以下「保証会社」といいます）に保証を委託し、債務弁済の義務を履行します。
4. この申込みを行うにあたって保証会社の保証が得られない場合でも一切異議を述べません。
5. 保証会社の保証が得られない場合には銀行からローンを受けられないことに異議を述べません。なお、この場合私が差入れた申込関係書類等は返却されないことに異議を述べません。
6. 私は、銀行所定の期間内に銀行からの電話連絡に応じない場合、または、提出を依頼された書類を提出しなかった場合に、銀行がローンの申込みを取消しても一切異議を述べません。
7. 私は、契約申込日から契約日（入金日）までの間に、銀行が融資をお断りする場合でも一切異議を述べません。
8. 私は、申込みしたローンの取引店を、銀行が指定した店舗とすることに同意します。なお、各種変更手続きは取引店にて行うことに同意します。
9. 私は、契約日の前営業日以降、契約を取消・変更できないことに同意します。
10. 申込みした、または契約した事実に関する情報が、与信判断および与信後の管理のために銀行ならびに保証会社が加盟する個人信用情報機関に登録され、当該加盟会員および当該機関と提携する他の個人信用情報機関の加盟会員がそれを利用することに同意します。

11. 私は外国政府等において重要な公的地位を有する者(並びに過去にその地位を有していた者)およびその家族に該当いたしません。なお、該当することとなった場合には、速やかに貴行に申し出ます。

<外国政府等における重要な公的地位を有する者とは>

1. 以下の『外国政府等における重要な公的地位』を有する者

国家元首、我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職、我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職、我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職、我が国における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職、我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職、中央銀行の役員、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

2. 過去に上記 1 であった者

3. 上記 1 または上記 2 に掲げる者の親族(配偶者(事実婚含む)、父母、子、兄弟姉妹、並びにこれらの者以外の配偶者の父母および子)

以上